

多治見市議会情報セキュリティ基本規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)を相互に接続するための通信網及びその構成機器(ソフトウェアを含む。)をいう。
- (2) 情報システム 電子計算機、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 次に掲げるものをいう。
ア 電子計算機、ネットワーク、電磁的記録媒体及び情報システム並びにこれらに関する設備(以下「情報システム等」という。)
イ 情報システム等で取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
ウ 情報システム等の仕様書(ネットワーク図を含む。)等のシステム関連文書
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 情報セキュリティポリシー この規程及びこの規程に基づき情報セキュリティ対策を実施するため別に定める具体的な基準(以下「情報セキュリティ対策基準」という。)をいう。
- (6) 機密性 情報にアクセスすることを許可された者のみが情報の閲覧、利用等ができることをいう。
- (7) 完全性 情報及びその処理方法が正確かつ完全であることをいう。
- (8) 可用性 許可された者が必要なときに常に情報資産を使用できることをいう。

(適用範囲)

第3条 情報セキュリティポリシーの適用範囲は、議員及び議会事務局職員並びに本市議会が保有する情報資産とする。

(議員及び議会事務局職員の責務)

第4条 議員及び議会事務局職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、情報セキュリティポリシー及び第11条に規定する情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(対象とする脅威)

第5条 情報資産に対する脅威として、次に掲げるものを想定し、情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、不正アクセス、部外者の侵入等による情報漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取及び内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設定・操作ミス、機器故障等による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 電力供給の途絶及び通信の途絶

(情報セキュリティ対策)

第6条 前条に規定する脅威から情報資産を保護するために、機密性、完全性及び可用性の観点から、次に掲げる情報セキュリティ対策を講じるものとする。

- (1) 物理的セキュリティ 情報資産の管理について、物理的な対策を講じる。
- (2) 人的セキュリティ 情報セキュリティに関し、議員及び議会事務局職員が遵守すべき事項を定めるとともに、研修の開催等人的な対策を講じる。
- (3) 技術的セキュリティ 情報資産に対するアクセス制御等の技術的な対策を講じる。

(外部委託等に伴う措置)

第7条 外部委託等により情報資産を議員及び議会事務局職員以外の者に利用させる場合は、情報セキュリティポリシーと同等以上の水準での情報セキュリティを確保するよう、契約等において必要な措置を講じるものとする。

- 2 外部委託等により情報資産を利用する議員及び議会事務局職員以外の者は、当該業務の範囲において情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。
- 3 クラウドサービスを利用する場合には、当該サービスの利用に係る規定を整備し、対策を講じることとする。
- 4 ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、当該サービスの運用手順を定め、当該サービスで発信できる情報を規定し、利用するサービスごとに責任者を定めなければならない。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第8条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第9条 情報セキュリティに関する状況の変化に対応するために新たな対策が必要となった場合には、速やかに情報セキュリティポリシーの内容を見直すものとする。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第10条 この規程に基づいた情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な遵守事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。この場合において、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより情報セキュリティに重大な支障を及ぼすおそれがあることから、外部に周知すべき事項を除いて原則非公開とする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第11条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。この場合において、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより情報セキュリティに重大な支障を及ぼすおそれがあることから、外部に周知すべき事項を除いて原則非公開とする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティ対策を実施するために必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。